[旧]教育基本法と平和のキリスト教教育思想の淵源

----- 南原繁と河井道の思想を中心に -----⁽¹⁾

豊川 慎(東京基督教大学助手)

- 1. はじめに
- 2. 「旧」教育基本法の制定過程の概略
 - 〈教育刷新委員会と第一特別委員会〉
 - 〈教育勅語の処遇〉
 - 〈教育の理念〉
 - 〈教育基本法「前文」の審議〉
- 3. 南原繁における平和の教育思想
 - 〈南原繁一略伝〉
 - 〈南原繁の教育思想〉
 - 〈教育基本法「改正」論議に対する南原の批判と予見〉
- 4. 河井道における平和の教育思想
 - 〈河井道一略伝〉
 - 〈新渡戸稲造と河井道〉
 - 〈恵泉女学園の建学の精神に見る河井道の教育思想〉
- 5. キリスト教主義学校の使命としての平和教育一むすびにかえて

⁽¹⁾ 本稿は、2007年6月23日に開催された第386回「日本キリスト教教育センター (JCEC) 定例公開研究会」(於:青山学院大学) での講演原稿に大幅に加筆訂正を加え たものである。なお、講演においては新・旧の教育基本法を比較しながら「新教育基 本法の問題点」についても話しをしたが、本稿では紙数上その項については割愛した。 新教育基本法の問題点については稿を改めて論じることにしたい。

1. はじめに

2006年12月に「教育基本法」を全面改訂する法案が成立した。その60年ほど前の1947年に制定された教育基本法は「教育の憲法」とも言われ、「真理と平和を希求する人間の育成」を戦後日本の教育の目的に定めたものであった。このような教育理想が盛り込まれた「旧」教育基本法の制定には新渡戸稲造の弟子たち、特に南原繁や河井道などのキリスト者の深い関わりがあったのである。本稿では「旧」教育基本法の制定過程の概略を論じ、教育基本法の生みの親とも称される南原繁と河井道の教育思想を概観することにしたい。「新」教育基本法下にあっては、「旧」教育基本法の制定当時の精神にもう一度学び、今こそ「初心」に立ち返ってみる必要があると思われるからである®。

2. 「旧」教育基本法の制定経緯の概略

〈教育刷新委員会と第一特別委員会〉

第二次世界大戦での日本の敗戦の後,戦前・戦時の教育に対する深い 反省を踏まえ,日本の教育制度はそれを支える教育理念とともに大きく 変貌することになった。それは一言で言えば、「教育勅語」から「教育基

^{(2) 2004}年に南原繁の没後30年を記念して開催された第1回南原繁シンポジウム(南原繁研究会主催)において、「南原先生がおられたら、現在進行中の教育基本法の改正についてどう思われるでしょうか?」という質問がフロアから出され、それに対して南原の弟子であった政治学者福田歓一氏は南原先生は「初心を忘れたか!とお叱りになると思います」と返答された。付言すると、福田歓一氏は私もパネリストとして参加した2006年の第3回南原繁シンポジウムにも御出席されたが、その数ヵ月後の2007年1月7日に天に召された。第3回目のシンポジウムの記録は南原繁研究会編『宗教は不必要かー南原繁の信仰と思想』(to be 出版、2007年)として出版され、その第二部に「追想 福田歓一先生」と題して、福田氏自身の論考や追悼文が所収されている。また第2回南原繁シンポジウムの記録は『初心を忘れたかー南原繁と戦後60年』(to be 出版、2006年)と題されて出版されているが、このタイトルは福田歓一氏が述べた上記の言葉に由来する。

本法」へという教育改革であったが、この戦後教育改革の基本的な理念と 方針とを構想し、「教育基本法」にまとめ上げたのが内閣に設置された政 策審議機関「教育刷新委員会」であった。教育刷新委員会は発足から廃 止までの6年間、教育基本法、学校教育法、社会教育法などの戦後教育 法制の指針を審議決定するなど日本の戦後教育改革の中心機関として重 要な役割を果たすこととなった。以下、教育刷新委員会成立から「旧」 教育基本法の制定に至る経緯を、特に教育の基本理念を審議した「第一 特別委員会」に焦点を合わせて略述したい⁽³⁾。

1945年8月,日本はポツダム宣言を受託し,戦前の超国家主義的な国家の下での忠君愛国の教育,別言すれば,明治憲法下での「教育勅語」教育を反省し,戦後の日本の新たな教育を模索することが緊急の課題であった。1946年1月1日に天皇の人間宣言がなされ,3月6日に「憲法改正草案要綱」が発表されるなど,明治憲法に変わる新しい憲法体制の成立の過程と平行して戦後教育改革の議論は進んでいった。

連合国軍総司令部(GHQ)の要請により、アメリカの学者や教育者からなる27名の「米国教育使節団」(United States Education Mission to Japan, USEMJ)が日本の教育制度について調査・報告するために1946(昭和21)年3月に公式に来日した⁽⁴⁾。この使節団に協力するために組織されたのが「日本側教育委員会」(Japanese Educators Committee, JEC)であり、恵泉女学園の河井道と津田塾の星野あいの二人の女性委員を含む29人の委員から構成され、南原繁が委員長を務めた⁽⁶⁾。この「日本側

⁽³⁾ 教育刷新委員会成立の経緯に関しての叙述には、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録 第一巻』(岩波書店,1995年)所収の「解題」や,鈴木英一『戦後日本の教育改革3 教育行政』(東京大学出版会,1970年)などを主に参照した。

⁽⁴⁾ 米国教育使節団の陣容とその働きについては、次のものを参照。河井道『スライディング・ドア』(恵泉女学園、1995年) 199-203頁

⁽⁵⁾ 他の委員には例えば、ジャーナリストの長谷川如是閑や日本基督教団霊南坂教会牧師の尾崎道雄などが委員に選出された。しかし、河井や星野とは異なり、長谷川も尾崎も後の教育刷新委員会の委員には就任していない。

教育委員会」がまとめた新しい教育制度の構想などの報告書はその骨子 において「米国教育使節団」の報告書と一致したものであった。

「教育刷新委員会」が組織されたのは1946年8月10日であり、これは「日本側教育委員会」を母体に発展的に改編された委員会(委員38名)である。「教育刷新委員会」は9月7日に第1回目の「総会」をもって発足した。当初は安部能成(文部大臣)が委員長であったが、1947年11月14日からは副委員長の南原繁(東京大学総長)が一貫してその委員長を務めた(®)。1949年に教育刷新委員会は「教育刷新審議会」と改称されることになるが、委員会の性質や機能に変化はなく、教育刷新審議会は1952年(昭和27年)6月まで続くこととなった®。

教育刷新委員会・審議会には全委員が参加する「総会」のほかに、「総会」で採り上げられた検討課題をテーマごとに検討し討議するための「特別委員会」が逐次設けられ、その数は21に及ぶことになった。各特別委員会で討議された結果が再び総会で報告され、総会での決議を経て内閣に建議され、文部省がそれを受けて法文化するという手順である。

1946年9月20日に教育刷新委員会第3回総会が開かれ,「教育勅語」と「教育の基本理念」について検討するための「第一特別委員会」の設置が決定され,総会議長の南原繁により羽渓了諦(主査),芦田均,天野貞祐,務台理作,関口鯛吉,森戸辰男,河井道,島田孝一の8名がその委員に指名された®。河井道はただ一人の女性委員であった。

⁽⁶⁾ 寺崎昌男氏は委員長としての南原を次のように評している。「法制面についての正確・冷静な判断,将来を見通した洞察の賢明さ,果断な議事進行と威厳など,氏の存在は,この委員会の権威を高めた。学問・教育の自由,教育機会の均等化,そして教育行政権の地方分権化を実現するという氏の熱情が,一貫して会議をリードしたのである」。寺崎昌男「この喜ぶべき公刊-教育刷新委員会速記録とその復刻」(「図書」1995年11月号所収) 23-24頁

⁽⁷⁾ 教育刷新委員会発足から廃止に至る約6年間に,総会は累計で142回ほぼ隔週に開かれ,これと並行して「特別委員会」が累計で310回開かれている。

⁽⁸⁾ 第一特別委員会の委員8名の任命時の職務は以下のとおり。羽渓了諦(仏教哲学者,

この教育刷新委員会第3回「総会」においては教育の理念について教育刷新委員の間で意見が交わされたのであるが、河井道は日本の今までの教育が「上下教育」であることを批判し、「左右の教育」、「水平の教育」を主張して次のような発言をしていることを付記しておきたい。

「宗教の言葉で言いますれば、誠心誠意を尽して神を愛するならばそれと同等に隣人を愛せ、この二つのものは一緒に行かなければなりませぬ。然るに今までは一緒に行って居りませぬ。でありますから、これからは自分と同等若くは自分より以下の弱いものに力を致し、同情をし、彼等と一緒に行こうという教育を子どものときから与えなければ駄目だと思います。この気持ちを教育理念の中に盛り込んでいただきたいと思います。

「総会」の場において上記の発言以外に,河井は教育理念についての特に目立った発言をしてはいないものの,「第一特別委員会」においては非常に重要な発言をしている。以下,第一特別委員会における河井の発言に主に焦点をあわせつつ,教育基本法の理念についての討議を概観していきたい。

〈教育勅語の処遇〉

1946年9月23日に第1回目の第一特別委員会が開かれ、「教育勅語」の 処遇が最初に検討されることになった(10)。新しい内容の勅語を新たに奏

龍谷大学学長), 芦田均 (衆議院議員), 天野貞祐 (哲学者·教育者, 第一高等学校校長), 務台理作 (哲学者, 東京文理科大学長兼東京高等師範学校校長), 関口鯛吉 (東京天文台長), 森戸辰男 (経済学者, 日本社会党衆議院議員), 河井道 (教育者, 恵泉女学園園長), 島田孝一 (早稲田大学総長)

⁽⁹⁾ 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会·教育刷新審議会 会議録 第一卷 総会』(岩波書店,1995年)48頁

⁽¹⁰⁾ 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録 第六巻 第一特別委員会,第二特別委員会』(岩波書店,1995年) 3-15頁 以下『会議録 第 六巻』と記す。

請することの是非や教育勅語の奉読廃止の是非などが論じられ,9月25日に開かれた第2回目の第一特別委員会でも引き続き教育勅語の処遇が論じられている。

教育勅語に関しては様々な意見が第一特別委員会の委員たちから出されている。例えば、芦田均は次のように述べている。「教育勅語が間違って居ったから今日の惨禍を招いたということでなく、踏み外した為に今日の如き運命に陥った。…どうも私は、教育勅語というものが非常に害をなしたような考え方にはなれない。唯扱い方に於て、余りに神秘的な精神を含め過ぎたということはあると思いますが、併し其の点は国民も反省すべきだと思う」。この芦田の発言に続いて河井道は次のように意見を述べている。「私も教育勅語が間違って居ったから、そうなったとは思って居りません。私は日本で余りに形式的な教育をしたから、そういう風になったのだと思います [40]。

第一特別委員会の8名の委員たちの教育勅語に対する多数意見としては、上記の芦田や河井の発言にも見られるように、教育勅語自体が間違っていたのではなく、それを余りにも神格化したその形式的な取り扱い方に問題があったとする見解である。教育が勅語という形式で、つまり天皇の命令という形式で封建道徳的な内容が上から強制されるそのこと自体が問題であるという認識である。その意味で、教育基本法制定以降それが勅語という形式から国民の意思に基づく法律という形に変わることになったことの意味は大きいと言えよう。

〈教育の理念〉

9月27日に第3回目の第一特別委員会が開かれ、これまでの教育勅語の処遇をめぐる審議から「教育の根本理念」の問題について検討され始める。

^{(11) 『}会議録 第六巻』24頁

教育刷新委員会「総会」での意見を参考に文部省の審議室が作成した「教育基本法要綱案」が第一特別委員会の委員たちに最初に示され、この草案を叩き台にして教育の理念についての論議が進められていくのであるが、当初のこの「教育基本法要綱案」には「前文」がなく、それは「教育の目的」、「教育の方針」、「教育の機会均等」、「女子教育」、「義務教育」、「政治教育」、「宗教教育」、「学校教育の公共性」、「教育行政」の9つの案項から構成されているものであった。

第一特別委員会は教育の理念について検討するようにとの目的で創設された委員会であるゆえ,特に「教育基本法要綱案」の「教育の目的」と「教育の方針」を中心に審議がなされたのであるが,それは以下のような草案であった。

① 「教育の目的 |

「教育は、真理の探究と人格の完成とを目的とし、民主的、文化的な国家および社会の成員としての責任を果たすことが出来る心身共に健全な国民を育成することを期すること」

② 「教育の方針 |

「教育は、あらゆる機会にあらゆる施設を通じて不断に行われなければならないものであって、真理は普遍的なものであり、人格は尊厳なものであり、社会はお互いの協力によってはじめてその健全な発展を期待し得るものであるという自覚のもとに、研究の自由を尊重し、個性の健全なる発達を図り、実生活との関連を考慮しつつ、相互の敬愛と信頼とのもとに切磋琢磨によって、文化の創造と発展とに貢献するように行わなければならないこと」(12)

⁽¹²⁾ 吉野博明『昭和21(1946)年11月~12月下旬の教育基本法立法過程』(北海道教育大学旭川分校教育学研究室発行,昭和62年)30頁

上記引用の草案が審議の叩き台とされたのであるが、教育の理念について第一特別委員会ではどのような論議が行われたのであろうか。河井道の発言に特に焦点を絞って概観したい。

まず議論されたのは、文部省草案の「教育の目的」(第1項)にある「真理の探究」と「人格の完成」という概念についてである。教育の目的に「真理の探究」という概念を掲げることに対して、「真理の探究」とは具体的にどういうことなのか、果たして何を真理と捉えるのかといった疑問が出され、「真理の探究」という言葉が余りに抽象的であることへの意見が多く出ている。例えば、河井は「真理の探究と仰しゃっても、それは概念的に言われることで、もう少し皆が分るような言葉が欲しいと思います。何か真善美というような意味のものを入れて欲しいと思います」と述べている(13)。

「教育の目的」としての「人格の完成」という概念に対しても、例えば、河井は10月4日に開かれた第4回目の第一特別委員会の場で「人格は完成の出来るものとは思いません。向上はしますが……」と述べ、さらに「人格の完成という言葉の代りに、自他を尊ぶ、尊重するという言葉が欲しいと思います。矢張りそれが基だろうと思います」と発言している(14)。他の委員たちからも「人格の完成」に代えて、「個人の育成」、「人間の育成」、「人間の育成」、「人間の育成」、「人間の養成」などの言葉はどうか、「個人の開発」では個人主義的に過ぎないかと様々な意見が出され、議論の末に「人格の育成」、さらには他日に開かれたその後の委員会では「人間性の開発」に帰着することになった(15)。

教育の目的についての議論では、教育の目的が「人格の育成」という

^{(13) 『}会議録 第六巻』44頁

^{(14) 『}会議録 第六巻』49頁

⁽¹⁵⁾ 最終的には、文部省、特に文部大臣の田中耕太郎が「人格の完成」という言葉に固 執し、最終的に制定された教育基本法では「人格の完成」という言葉が用いられるこ とになる。

ことだけでは足りないのではないかという意見も出され、その議論の流れの中で河井は「やはり憲法と読み合わせまして、初めに私は平和ということを出していただきたいと思う」(16)と発言し、さらには「私はやっぱりライティアスネスというような、正義という言葉が欲しいと思います。世界平和といっても、正義感に立たなければなりません」とも述べている。

第5回目(10月11日)と第6回目(10月18日)の第一特別委員会でも「教育の目的」についての審議が継続してなされ、第6回目の委員会では「教育の方針」についての一次案が作成された。第7回目の委員会の冒頭でこれまでの審議結果として「教育の目的」が以下のような文言に確定されたことが確認されている⁽¹⁷⁾。

教育は人間性の開発をめざし、民主的平和的な、国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を尚び、勤労と協和とを 重んずる、心身共に健康な国民の育成を帰するにあること

これを9月21日の第3回目の委員会で提示された「教育基本法要綱案」における「教育の目的」の文言と比較すると、教育は人格の完成を目的とするという趣意から「教育は人間性の開発をめざし」と変更され、また「平和」や「正義」、「個人の尊厳」、「勤労と協和」などの言葉がこれまでの審議の結果として新たに含まれるようになったことが分る。

正義に基づく平和という概念が河井の教育思想の根本にあることについては後述するが、当初の草案にはなかった「平和」という言葉がここで「教育の目的」の文言に取り入れられ、最終的には教育基本法の前文の中に「真理と平和を希求する人間の育成」という言葉になって表れた

^{(16) 『}会議録 第六巻』57頁

^{(17) 『}会議録 第六巻』83頁

のには、上記で引用したような河井の発言が少なからぬ役割を果たした と言えるだろう⁽¹⁸⁾。

第7回目の委員会では「教育の目的」についての文言が確認された後, 第2項の「教育の方針」についての検討に入るが,教育の「目的」と 「方針」との異同をめぐって議論に行き詰まりを見せている。そこで「教育の方針」についての審議を先送りすることが決められ,11月1日の第8回目の委員会では「教育基本法要綱案」の第3項以下の各項(教育の機会均等,女子教育,義務教育など)について一通りの審議が行われた。

〈教育基本法「前文」の審議〉

11月8日に第9回目の第一特別委員会が開会され、「教育の方針」が 再審議され、さらに文部省審議室から出された基本法の「前文」草案に ついての審議も始められた。11月15日の第10回目の委員会でも「前文」 が継続して審議されたのであるが、当初の「前文」草案は以下のような ものであった。

そもそも、教育は真理の探究と人格の完成とを期して行はれなければならない。然るに従来のわが国の教育は、ややもすれば右の目的の自覚と反省とにかけるところがあり、特に真の科学的精神が軽んぜられ、徳育が形式に堕し、教育内容も時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向に歪曲された。この欠陥を是正するためには、教育に根本的

⁽¹⁸⁾ 教育基本法やその制定経過に関する従来の研究においては、第一特別委員会における河井道の「平和」に関する発言に対しては余り注意が向けられてこなかったのではないだろうか。例えば鈴木英一氏の研究に見られるように、「平和」という教育理念は同じ第一特別委員会の委員である務台理作や森戸辰男の主張と捉えられてきた。(鈴木英一『戦後日本の教育改革3 教育行政』(東京大学出版会、1970年、218-219頁参照)。しかし、教育刷新委員会の議事録を読む限り、河井道の「平和」についての第一特別委員会における発言は議論の流れにおいても非常に大きな意味を持っていることは明らかである。

刷新が行はれなければならない。

さきに、われらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化国家、平和 愛好国家再建の基礎を築いた。この再建の大業の成就は一に教育の力 にまつべきものであり、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求 する人間の育成を期すると共に、個人の自発性を啓発し、普遍的にし てしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育が国民に普及徹底されな ければならない。

われらは、ここに教育の目的を明示し、新日本教育の基礎を築くと 共に、新憲法の精神に則り、それと関連する諸条項を定めんがために、 教育基本法を制定する。

われら国民は、すべてこの自覚の下に、教育の目的の実現に向って 運身の努力を傾けんことを期するものである⁽¹⁹⁾。

この「前文」草案では戦前の日本の教育に対する深い反省が示され、新しい教育の方向性が明示されていることが分かる。戦前の教育が国家主義的なものに歪曲され、教育本来の自主性が失われてしまったことへの率直な反省が明記されている点が極めて重要である。

「教育内容も時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向に歪曲された」という過去の教育方針への反省についての文言の議論の際には、河井は「傾向どころではなかったです。純然たるものだったのですから」と述べている⁽²⁰⁾。

また「前文」の中に日本の伝統的文化の継承についての文言を盛り込みたいといった意見が、例えば、羽渓了諦や関口鯛吉から出されている。羽渓は「日本の伝統的文化を何処かに生かしていただきたい。…無論今迄のような形式の忠孝では駄目だけれども、忠孝の精神内容というもの

^{(19) 『}会議録 第六巻』128頁

^{(20) 『}会議録 第六巻』138頁

慎

は、我々は伝承護持しなければならないと思うのです」と発言し、関口は「犠牲というか、奉公の観念が何処にもないのですね。…やっぱり日本の伝統の精神を、一つ奉公の観念とか犠牲というような形で、表現して貰いたい」と述べている⁽²¹⁾。

なお、この第9回目の委員会において芦田均と河井道が「全文」草案に挙げられている民主的教育ということを巡って鋭く論争したことを付言しておきたい⁽²²⁾。

11月15日に開かれた第10回目の第一特別委員会でほぼ教育基本法の案文が整序され、同日の午後に開催された第11回教育刷新委員会総会でその案文を中間報告として提出し、前文も含めて総会で審議された。

第11回総会における中間報告の審議では「前文」が基本法の内容に比べて長過ぎるのではないかという意見が出されている。この意見を受けて、11月22日の第11回第一特別委員会では、前文を短くするために、従来の教育の反省を踏まえた箇所を削除するか否かが論議された。特に関口鯛吉と羽渓了諦との間で意見が交わされ、関口が「今迄のことの非難とか、愚痴めいたこと」を準憲法的性格をもつ教育基本法の中に盛り込むのはどうであろうかという意見であるのに対して、羽渓は「しかしど

^{(21) 『}会議録 第六巻』160頁

⁽²²⁾ 以下は文部省大臣官房審議室のスタッフとして教育基本法案に携わった関口隆克が 芦田均と河井道の論争について述べている箇所である。長きにわたるが興味深い点であるので引用したい。「前文のなかで、記録に残っていると思いますけれども、非常な論争があったんです。私の記憶に鮮明なのは民主的というところですね。芦田均さんは、当時のリベラルな意味で進歩的な人でしたから、「中略」ヨーロッパにおける民主主義の教育というものを知っているんです。それに彼はクリスチャンだったんですね。だから、クリスト教の、新教観念に基づくところの秩序観をもっていたんですね。あるときにこういうことを言われたんです。「民主教育なんてことは、日本では百年かかってもできるかどうか判らないのだから、そんなにたやすく民主主義なんてことを言うべきではないんだ。日本人はすぐ口真似をして、すぐ判ったふりをするけれども、とても容易なことではね、そんなことはほどほどにしないと大変な弊害をおよぼすんじゃないか」と。なかば自分に言うように言われたんです。それにたいし、恵泉女学院校長のやっぱりクリスチャンの河井道さんが非常に憤慨しましてね。どうも、芦田

うもこれはあって欲しいですね。どうしてこういう基本法を制定するかという由来がはっきりする。十年、二十年後になれば、こういう時代があったのだという、歴史的な事実になってくる」、「やっぱり極端な国家主義などの反動を抑える為にも入れる必要があるのではないでしょうか」と反論している⁽²³⁾。

結局のところ、最終的に制定された教育基本法の前文では当初の草案にあった上記の反省箇所が削除されてしまったが、その後の歴史的経緯を見れば、過去に対する深い反省を踏まえた前文箇所の必要性を援護した羽渓に先見の明があったということであろう。

11月29日に第12回目の第一特別委員会が開かれた。この日が最後の第一特別委員会であり、教育基本法案の各項目について、特に教員の身分保障のあり方、義務教育、男女共学、宗教教育、社会教育などについて審議され、この日に開催される第13回教育刷新委員会総会で報告する最終報告案を主査の羽渓に一任することが確認され閉会した。

11月29日,第13回教育刷新委員会総会が開かれ,教育基本法要綱案が決議された。翌年,1947年3月12日の第92回帝国議会において,教育基本法案が原案通り可決され,3月31日に教育基本法が公布・施行された。そして5月3日には日本国憲法が施行されたのである。

さんのお言葉とも思えない。神さまは人に差別をなさらなかったというんですね。日本人には、民主主義ができるとか、できないとか、そのようなきめつけは神さまはなさらないと、民主主義はいわば良いことなのだから、…神様の御旨なんだから、日本人にはそれはできないなどというべきものではないと、そのように、人を分け隔てすることがすでに民主主義ではないと言ったんです。僕はこの論争には実に驚きましてね。どちらも本当だと思いました。今日、やっぱりそれがその二つの面ですね。…この二人は先見の明があって、河井さんの愛情と芦田さんの批判性ってものと…、あの二人の論争は忘れられませんね。天野さん、務台さん、それから私の叔父の関口鯛吉がどちらかといえば、河井さんに同調したですね。それじゃ本当にやれないかもしれないけれどもそれは一つやるように、おたがい励ましあおうということで、前文にまとまっていったんです」。以上は鈴木英一『教育行政』239-240頁からの引用。

(23) 『会議録 第六巻』159頁

以上において、第一特別委員会での新しい教育の理念、つまり教育基本法の前文および第1項「教育の目的」や第2項「教育の方針」に関する審議を中心に教育基本法制定の経緯を概観した。「教育刷新委員会」についてはあまり論じることが出来なかったが⁽²⁴⁾、第一特別委員会では自由な雰囲気のもとに教育の根本理念について議論を地道に何度も積み重ねていることが『会議録』から窺い知ることができる。そしてそこで話し合われた多くの事柄が実際に教育基本法の中に盛り込まれたのであった。

3. 南原繁における平和の教育思想

南原繁(1889-1974)の二人の師、新渡戸稲造と内村鑑三は札幌農学校の同期生であり、共に「札幌バンド」を代表するキリスト者であった。武田清子氏は札幌バンドの特徴としてその平和思想を挙げ、新渡戸や内村の平和思想を受け継いだ弟子たち(南原繁、河井道、田中耕太郎など)が「真理と平和を希求する人間の育成」をうたった「教育基本法」への道をつくったことを指摘している(25)。具体的に言えば、南原繁は教育刷新委員会の副委員長、後に委員長として委員会での膨大な審議を取り仕切り、教育基本法の制定に大きな役割を果たしたのであった。それゆえ、南原繁は教育基本法の父とも称される。その南原の教育思想とはどのようなものであったのだろうか。南原の略伝を記した後に、その教育思想の特徴を論じることにしたい。

〈南原繁一略伝〉

南原繁は1889年に香川県大川郡相生村に生まれた²⁶。1907年に第一高

⁽²⁴⁾ 南原繁の教育刷新委員会の「総会」における発言については稿を改めて論じることにしたい。

⁽²⁵⁾ 武田清子『峻烈なる洞察と寛容-内村鑑三をめぐって』(教文館, 1995年) 25-29

⁽²⁶⁾ 南原繁の生涯に関しては、例えば以下のものを参照。加藤節『南原繁-近代日本と

等学校に入学し、校長であった新渡戸稲造から大きな思想的感化を受けた。それにより南原は精神的煩悶のときを過ごすこととなり、新渡戸の勧めもあり最終的には内村鑑三に師事した^{②の}。東京帝国大学卒業後は内務省に務め、日本で最初の「労働組合法」の起草にあたる。この法案は結局のところ日の目を見ることがなかったのであるが、これを機に内務省を辞し、労働問題の根底にある哲学的、世界観的問題と学問的に取り組むために学究の道に進むことに決める。東京大学法学部に戻って31歳のときに法学部助教授となり、イギリス、ドイツ、フランスに留学し、特にドイツではカントの著作に沈潜。留学後は東京帝国大学教授として政治学や政治学史を講じ、1945年、戦後最初の東京大学の総長に就任。南原が教育刷新委員会の副委員長、後に委員長を務めたのは56歳から62歳までの間であった。

〈南原繁の教育観〉

南原繁は戦後教育改革の中心機関であった「教育刷新委員会・審議会」の委員長として教育基本法の制定に重要な役割を果たしたのであるが、南原自身の教育思想はどのようなものであったのだろうか。まず初めに「私の教育観」と顕する論考を手がかりに考察したい。

南原によれば、教育の重要な任務についてまず挙げられることは「知識」(「知性」)の習得や教授であり、そして「徳性」という道徳的自覚にまで各人を導くことである。しかし、「それが教育のすべてではない」と南原は言っている。南原によれば、「教育の理想」とは「知性」や「道徳」などを含めた「真の人間性」を耕し、形成することにある。南原は言う。「もともと各人は余人をもっては替えがたい、それぞれの個性を持ってお

知識人』(岩波新書, 1997年)

⁽²⁷⁾ 内村鑑三と南原繁の師弟関係に関しては、拙稿「内村鑑三-南原繁の内村観」(南原 繁研究会編『宗教は不必要か-南原繁の信仰と思想』to be 出版,2007年所収)を参 照されたい。

ります。人をその異なった環境の中で、それぞれの個性に応じて、最善のものにまでつくり上げ、それによって各自を自分の魂を持った自主自律的な人格たらしめることが、教育の理想目的にほかなりません (28)。

南原によれば、このような教育の理想は「人間教育の普遍的理念」であり、ヨーロッパ諸国においてもこの理念が実現されたのは身分的封建社会体制の崩壊と18-19世紀の自由主義時代に入ってからである。日本においては、戦後に「教育勅語」から「教育基本法」の制定へと至ることによってようやくこの教育理念が採用された。しかし南原はこの教育理念が終戦後に始めてつくられたものでも、戦勝国から強要されたものであるとも考えない。南原によれば、そのような教育理念は南原自身も第一高等学校時代に感化を受けたところの新渡戸稲造の人格主義あるいは内面主義の思想や、大正デモクラシーという民主主義思想の流れに他ならず、昭和初期からの全体主義・軍国主義の支配にあっても国民の間に生きつづけた思想の淵源であった。そしてこの教育理念が「人間個性の形成」を目的とする教育理念として新渡戸の弟子たちが多く参加した「教育刷新委員会・審議会」で全員一致して決議採択されたことを南原は「必然の発展、且つ当然のこと」と述べている⁽²⁹⁾。

第一特別委員会で「教育の理念」を審議した際に「人格の完成」という言葉をめぐっていろいろな意見が出されたことはすでに前章で概観したが、南原も「人格の完成」よりも「人間性」の完成という言葉に賛意を表している。それは「人格の完成」は道徳的人格の響きを持つが、「人は道徳的人格のほかに、人間として、おのおの与えられた可能性があり、それを最大限にまで啓蒙して、それぞれの個性を完成することが教育であ」ると考えるからである。「道徳的善のみでなく、すべての良きもの・美しきもの・真なるものに、われわれの眼を向け、それによって人間性

⁽²⁸⁾ 南原繁「私の教育観」, 1967年 8 月29日, NHK ラジオ放送(『南原繁著作集第十巻』 岩波書店, 1973年)137-139頁

⁽²⁹⁾ 前掲書, 139-140頁

を深め、豊かにすること」、このことが学校教育のみならず、生涯を通じての「人間教育」という「教養」の問題として重要であると南原は述べている⁽³⁰⁾。

南原は上記のような「自主自律的な人間個性の教育」が「個人主義」教育を意味するものであるとも、「個人主義」に導くものであるとも考えない。なぜなら、「人間はその本性からいって社会的な存在であり、自分と同様な他の人間の存在を前提とし、その関係を通してのみ、人間現実の存在があ」り、「個性主義は個人主義のごとく、おのれ一個の自我のなかに人間生活の実在の根拠を主張するのとは異なる」からである⁽³¹⁾。南原によれば、人間の個性は社会において他者との関係において育まれ、それによって初めてそれぞれの個性の存在と意義が見いだされる。教育とはそのような人間性、人間個性の形成に関わるものであり、「人間の内面的精神に関わる労作 | (32) である。

しかし、教育とは内面的精神だけに関心が向けられることがらではなく、教育が存立するところの政治的条件である「平和」と「自由」も教育によって守られるべき理念であるという。南原は言う。「まず根本において「自由」が失われれば、学問も文化も教育も無意義であります。さらに現在のような国際状況のもとで「平和」が破壊されれば、それらは根底から覆ります。まことに平和の問題は、今日においては政治経済以上に、真理と道義の問題であり、人間存在の基礎的条件と称すべきでありましょう。その意味で、平和と自由の理念は、小学校から大学に至るまで、すべての教師がその職場において守るべき共同の義務と思うのであります」(33)。

以上のように、南原にとって教育の第一の根本原理とは「人間の自律

⁽³⁰⁾ 前掲書, 141頁

⁽³¹⁾ 前掲書, 141-142頁

⁽³²⁾ 前掲書, 145頁

⁽³³⁾ 前掲書, 146頁

と人間性の確立」、つまり「われわれが国民たる前に、ひとりびとりが人間としての自律」であり、「国家の権力といえどももはや侵すことのできない自由の主体としての人間人格の尊厳」、「同時におのおのが余人をもって代えることのできない個性の価値の相互の承認」である⁽³⁴⁾。南原によれば「真にヒューマニズムの精神の覚醒と、それによる自主自律的な人間の養成」こそが戦後日本の喫緊の課題であるが、ヒューマニズムの精神だけをもってしては真の人間性の確立と人間の完成には至らないとはっきりと述べている。南原が日本におけるルネッサンスと共に「宗教改革(レフォーメーション)」の必要性を主張するのはそのためである。つまり、日本人の精神革命という真の人間性の確立と人間性の完成のためには「人間を越えた神の問題」が関連せざるをえないのであり⁽³⁵⁾、「神の発見」による人間人格の確立が必要とされるのである。

〈教育基本法「改正 | 論議に対する南原の批判と予見〉

教育基本法が制定されたのは1947年であるが、1955年前後からすでに 教育基本法の「改正」論議が出始めている。それには二つの主な理由が あった。一つは、教育基本法は占領軍から押し付けられたものなので、 今や日本は自主的に基本法を「改正」する必要があるというもの。もう 一つの「改正」理由は、基本法第一条の「教育の目的」には「人格の完 成」という文言はあるが、「国に対する忠誠」や「家族内の恩愛の感情」 などが抜けているというものであり、それは1956年に鳩山一郎内閣の清 瀬一郎文部大臣が教育基本法の見直しを公言した際の理由であった⁽³⁶⁾。

⁽³³⁾ 前掲書, 146頁

⁽³⁴⁾ 南原繁「日本における教育改革」1955年4月,朝日新聞社『明日をどう生きる』所載(『南原繁著作集第八巻』岩波書店,1973年)225頁

⁽³⁵⁾ 前掲書, 225頁

⁽³⁶⁾ 山住正巳『日本教育小史―近・現代―』(岩波新書,1987年) 209-210頁,堀尾輝 久『いま、教育基本法を読む-歴史・争点・再発見』(岩波書店、2002年) 75-77頁

周知のように、1955年という年は自由党と日本民主党が合同して自由民主党が結成された、保守合同、いわゆる「55年体制」の確立した年である。自民党は憲法改正を党是とし、教育基本法の改正論議も日本国憲法の改正論議の動向と関連していた。つまり、終戦後に非軍事化した日本を軍事基地化・再軍備化しようとするアメリカの対日政策の変更があり、日本の再軍備化のためには憲法9条と平和教育が障害となるので愛国心教育が必要だという「覚書」がアメリカと日本の高官の間で交わされ、それ以降、「愛国心」の教育が強調されるようになったことが教育基本法「改正」論議の背景にあったのである(37)。

「教育刷新委員会・審議会」の委員長として「教育基本法」の制定に直接関わった南原にはそのような改正論議が復古主義的ないし反動的なものに思われた。1955年の「日本における教育改革」と題する論考では、日本国憲法と同じく教育基本法がアメリカの司令部の強要によって作られたという「臆説」が国民の間に流布していることを懸念し、次のように述べている。そのような臆説が「日本が独立した今日、われわれの手によって自主的に再改革をなすべきであるという意見となって現われている。しかし、もしその根拠が、かような臆説に基づくとするならば、それは著しく誤ったか、あるいは強いて偽った論議といわなければならない」(38)。南原は教育基本法が日本独自の発想で作られ、どのような経緯をたどって制定されたかを論じ、教育勅語に代わる新しい教育の理念や精神が危機に晒され始めている中にあって、「再び「国家道徳」や「愛国精神」を強調することが、いかなる意味と役割を持つものであるかは、およそ明らかであろう」と述べている(39)。

1967年には南原は家永教科書裁判の証人として教育基本法制定の経過

⁽³⁷⁾ 堀尾輝久, 前掲書, 76頁

⁽³⁸⁾ 南原繁「日本における教育改革」1955年4月,朝日新聞社『明日をどう生きる』所載(『南原繁著作集第八巻』岩波書店、1973年)213頁

と内容について証言し、戦後の教育改革における日本の自主性を強調したが⁽⁴⁰⁾、その際、裁判の被告としての国の代理人が南原に対して教育刷新委員会は占領軍の影響の下に基本法を制定したのであり、その自主性に疑問を付す反対尋問を試みた。しかし、それに対して南原は「そんなけちな委員ではないよ、メンバーを見たまえ」と一蹴したことを家永は記している⁽⁴¹⁾。

1947年に制定された教育基本法が制定から59年を経て、2006年に「改正」された今、50年以上前の南原の次の言葉をわれわれはどのように聞くのであろうか。

「新しく定められた教育理念に、いささかの誤りもない。今後、いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることは出来ないであろう。なぜならば、それは真理であり、これを否定するのは歴史の流れをせき止めようとするに等しい (42)。

⁽³⁹⁾付言すれば、南原は決して「愛国心」を否定しているわけではない。むしろ、「われわれは日本人として、祖先から承け伝え、現にわれわれもそこに生まれ育った祖国、この日本を誰か愛しないものがあるであろうか」と述べている。しかし南原によればこのような「自然的祖国愛」は「盲目的愛国心」に陥りやすい危険があることを指摘し、「真の祖国愛」を主張する。南原によればそれは「祖国をして真にそれに値する国家たらしめること、すなわち、ただに国民の物質的生活と幸福を保護するのみでなく、その中に何よりも人間的自由を永続的に保障し、真理と正義を尊重し、文化の創造と発展を促す場たらしめること」このことこそ「真の祖国愛」だと南原は述べている。南原繁「私の教育観」、142頁。国家にノーといえる愛国心を強調した内村の弟子として、また内村の教育勅語に対する態度が問題となった「不敬事件」の教訓などから、南原は天皇制という日本の国体とキリスト教について、また宗教と教育の関係について多くを学んだに違いない。

⁽⁴⁰⁾ 南原繁「日本教育への証言-はじめて法廷証人に立って」『世界』1968年1月号所 載(『南原繁著作集第10巻』所収)209-226頁

⁽⁴¹⁾ 家永三郎「南原先生と教科書裁判」丸山真男・福田歓一(編)『回想の南原繁 南原 繁著作集別巻』(岩波書店、1975年) 所収、511頁

⁽⁴²⁾ 南原繁「日本における教育改革 | 233-234頁

4. 河井道における平和の教育思想

河井道は第一特別委員会における唯一の女性委員として教育基本法の審議に加わり、戦後の新たな教育理念として「平和」、「正義」、「協力」、「人格の向上」、「自他の敬愛」などの重要性について発言したことはすでに上記で概観したとおりである。本章ではそのような発言の背後にある河井の教育思想について論じるに際し、最初に略伝を記し、恩師新渡戸稲造からの教育思想的影響や恵泉女学園の建学の精神などに焦点を絞ってその教育思想の特徴を明らかにしたい。

〈河井道一略伝〉

河井道は1877年(明治10年)年に伊勢山田(現三重県伊勢市)の伊勢神宮神職の家に生まれた⁽⁴³⁾。その後北海道に家族で移住する。スミス女学校(現北星学園)在学中にサラ・C・スミス⁽⁴⁴⁾と新渡戸稲造の授業を受け、両者より多くの感化を受ける。

新渡戸に伴われて渡米し、その後、フィラデルフィア郊外のブリンマー女子大学に入学。留学後は津田梅子の女子英学塾(現津田塾大学)で教え、その後35歳の時に日本 YWCA(日本キリスト教女子青年会)初代日本人総幹事などを務める。1929年(昭和4年)、河井が52歳の時、世界

⁽⁴³⁾ 河井道の生涯に関しては河井自身による二冊の英文自叙伝の翻訳を参照。河井道 『私のランターン』(恵泉女学園,1968年),『スライディング・ドア』(恵泉女学園, 1995年)また以下のものも参照。関根文之助『河井道の生涯』(新教出版社,昭和29年),中村妙子『この道は一恵泉と河井先生』(恵泉女学園,2000年),木村恵子『河 井道の生涯-光に歩んだ人』(岩波書店,2002年)

⁽⁴⁴⁾ サラ・C・スミス (Sarah Clara Smith, 1851-1947) はアメリカ長老教会の婦人宣教師であり、1880年に東京の新栄女学校に赴任するも多湿の気候ゆえにリューマチを患い、北海道での療養の後、札幌で全寮制のスミス女学校(現北星学園)を創設し、多くの人材を育てた。河井道は最初の7名の生徒のうちの一人であった。『日本キリスト教歴史大辞典』(教文館、1988年)334、733-734頁参照。

の平和に貢献する女性を育てるため恵泉女学園を創設。教育刷新委員会の第一特別委員会の委員として教育基本法制定に携わったのは河井道69歳のときであった。その6年後の1953年,75歳で召天。所属教会は植村正久の富士見町教会であった。

〈新渡戸稲造と河井道〉

南原と同じく、河井もまた恩師である新渡戸稲造から多くの思想的感 化を受けた。例えば、新渡戸との「提灯」をめぐる次のようなエピソー ドがある。河井は21歳のときに、新渡戸に連れ立って始めて渡米したの であるが、寄港したバンクーバーでの美しい夜景、通りの灯を見ていた 河井に対して、新渡戸は「たくさんの提灯がついているでしょう」。「き っとみんなが提灯をもって歩いているのだよ」と語りかけた。河井はこ こは日本ではないのだから提灯などないし、そもそも通りは街灯で明る くしてあるのだから提灯をもって歩く必要などないではないですかと答 えた。新渡戸は街を明るくしておくのと、日本のように各自が提灯をも って暗い町を歩くのとどちらが安全であろうかと河井に問い. 「もちろ ん、街の明るい方です | と答える河井に対して、新渡戸はその心を説明 して言う。「その通りだ。……事をするには、みんなが力をあわせてする のです。それが協力というものです。日本ではまだまだめいめいが提灯 をもって歩くのだが、これは費用がかかって、しかも安全でない。わた したちはまだ働くにも、遊ぶにも、共同ですることを知らないから、何 でも提灯式にやる。あなたをアメリカに連れてきたのは、ただ知識を高 めるためだけではない。……あなたのほんとうの教育は、本や大学の壁 の外にあるのです |(45)。

⁽⁴⁵⁾ 河井道『わたしのランターン』 (恵泉女学園, 1968年) 103-105頁 『マイ・ランターン』 (My Lantern) とのタイトルは新渡戸との「提灯」をめぐるこのエピソードからのものであると言われている。

新渡戸はこのように河井に「協力」の精神の重要性を教え、またこの時に新渡戸は続けて「キリスト教の大きな働きの一つは、人格を、社会の階級にはかかわりなく、成長させることなのです」と述べて、キリスト教による人格の成長についても河井に話している。河井はこの時のことを振り返って、「私の尊敬する先生」から受けた「決して忘れられない最初の教訓」であったと述べている。実際、河井が第一特別委員会で教育の理念として強調した「協力」の精神や「人格の向上」などは、上記のように、河井が若き時に新渡戸から学んだものであった。

〈恵泉女学園の建学の精神に見る河井道の教育思想〉

河井道は世界の平和を願い、平和を創出する女子の担い手を育てるために1929年に恵泉女学園を創設した⁽⁴⁰⁾。「恵みの泉である女子の学びの園」という意味から恵泉女学園と名づけ⁽⁴⁷⁾、「聖書」(キリスト教)、「国際」、「園芸」の三つを建学の精神とした。これら三つをキリスト教教育のカリキュラムにと構想したときのことを河井は次のように書いている。

「国際の勉強をその教育の具体的な教科目とする方法はないものかと私は考えた。わたしの生徒を通してわたしが国際交友のために貢献することはできないだろうか。戦争は、婦人が世界情勢に関心を持つまでは決してやまないだろう。それなら、若い人たちからーそれも、少女たちから始めることである。……キリスト教が第一に自己を尊重することを教えるとすれば、第二には、人種や階級に関わりなく他の人を尊敬することを教える。なぜならすべての人類は神の子供だからである。それから

⁽⁴⁶⁾ 新渡戸は当初,河井のこの計画に反対していた。なぜなら、この時期は日本を含めて世界的な大恐慌の時代であり、資金的にも無謀な計画であると新渡戸の目にも思われたからであった。しかし、何とか学園を創設しようと尽力する弟子の河井を見守っていた新渡戸は最終的には河井をサポートしたのであった。

^{(47) 「}恵泉女学園」の命名に関して河井は次のように説明している。「誰も泉を作ることはできない、それは創造主からの賜物である。わたしの学校もその通りである。生命の源から湧き上がる恵みの賜物であらせたい」。河井道、前掲書、282頁

慎

また園芸はどうであろうか。……ありふれたものの美しさを味わい,額に汗して自分の庭に花や野菜を作ることは,身も心も健康にするものである」(48)。

ここに河井の教育思想のいくつかの特徴が表れているといえるだろう。まず第一に、世界平和のための「国際」教育の重視である⁽⁴⁹⁾。河井は「国際平和」や「国際間の友情」といった言葉を安易に語るのではなく、それには「忍耐、同情、また相互の尊敬」といった基礎がまず築かれねばならず、そこに立脚してこそ永久的な平和が構築されると述べている⁽⁵⁰⁾。この時代にすでに「国際」教育をその重要なカリキュラムとして考えていたことは特筆すべきことであろう。これには新渡戸から受け継いだ「国際」の重要性や、河井自身が YWCA の働きのために多くの国々を訪れた国際人であったことが背景にある。

第二の特徴は、第一の点と関連するが、世界の平和を創出する担い手としての女子教育の重要性の主張である。当時のまだ封建的な日本社会においては女子教育は軽視されており、1947年の教育基本法で「教育の機会均等」、「男女の共学」などの条項によって女子の教育が保障されるようになったのである。河井は第一特別委員会においても女子教育について何度も発言しており、また女性の高等教育の場としての戦後の短期大学制度に尽力したことも特筆されるべきであろう⁽⁵¹⁾。

上記の引用から伺える河井の教育思想の三つ目の特徴は、キリスト教

⁽⁴⁸⁾ 河井道, 前掲書, 266-267頁

⁽⁴⁹⁾ 河井は次のように述べている。「わたしは国際の勉強をわたしの未来の学校の特色の一つとしようと計画したことは、まさに正しい道であったのである。わたしの生徒たちは、平和と善意が支配する新しい世界秩序を導きいれるように力をかすようになってほしい」。前掲書、270頁

⁽⁵⁰⁾ 河井道『スライディング・ドア』304頁

⁽⁵¹⁾ 河井の短期大学についての見解としては、例えば次のものを参照。河井道「短期大学のあり方」1951年『短期大学協会会報』第一号(『恵泉の教育 - 継承と展開』恵泉女学園、2002年所収)95-99頁

が農政学をも専門としていたことも関連があろう。

信仰を基礎とする人格教育を重視する点である。それは自己の個性のみを主張するのではなく、他者がそれぞれ持っている個性や人格を尊重し、他者との協同・協力における自己と他社相互の個性や人格の発展を目的とする教育である。河井が第一特別委員会で「自他の敬愛」を強調したのもそのようなキリスト教教育思想に基づいてのものであったと言えよう。四つ目の特徴は、「園芸」を教育のカリキュラムに採り入れている点にある。キリスト者である河井には創造の恵みとして自然を慈しむ心が健やかな心身の育成に重要なものと思われた。これは河井が大自然あふれる北海道の地で若き日を過ごしたときの経験、つまりスミス女学園時代におけるサラ・C・スミスの感化によるものである(52)。また恩師新渡戸

以上のように,「聖書」(キリスト教),「国際」,「園芸」を教育の三つの柱とする恵泉女学園の建学の精神から河井道の教育思想の特徴を見ることができる。

恵泉女学園の上記の建学の精神は、河井が「私自身の学校」は「まず神の国とその義とを求めなければならない」(53)と述べているように、「神の国と神の義」(マタイによる福音書6章33節)という聖書箇所で別言することができる。これは恵泉女学園のキリスト教教育の第一条件とされているものであるが、河井は「神の国と神の義」を「教育」とどのような関係において考えていたのであろうか。

河井は「教育の根本的試金石は、性格を展開させ、根本的人格を私たちの主に似るようにと変革さすことである」と述べ、キリスト教教育によるそのような人格形成によって作りかえられた人々の社会が、河井によれば、「神の国」である (54) 。 注意すべきであるが、河井はキリスト教

⁽⁵²⁾ 河井道『スライディング・ドア』39-40頁

⁽⁵³⁾ 河井道, 『わたしのランターン』, 355頁

⁽⁵⁴⁾ 前掲書, 352頁

教育という人間の努力によって人が贖われ、つくり変えられるとは言っていない。「人間の努力だけでは、いかなる学生にもこの霊的変化をもたらすことはできない」と述べているとおりである。この意味において、教師は「神の同労者」として「次の世代の人格を形成し、彼らが神の国の民となるように準備をする」特権が与えられており(55)、単に知識を教授するのみならず、クリスチャンの人格者として、「高い天職の喜ばしいが真剣な責任」(56)を真摯に感じ、それを担わなければならないのである。河井は「私たちは、やはり、この神中心の人格形成の譲り得ない基準に固執していかなくてはならない」と述べている。この点こそが河井道の教育思想の根幹であったといえるであろう。

河井道は教育学や教育思想に関する精緻な学問体系を著したわけではなかったが、教育とは何であるかを身をもって示した真の教育者であった。世界の平和を真に願い、国際平和のために貢献する女性を育てんとする全人格的教育こそは河井自身がそのキリスト者としての全人格をもって生徒と接し教授したものであった。河井が多くの教え子たちから敬愛され続けていることは、河井道が真の教育者であり人格者であったことを証している⁽⁵⁷⁾。

河井は自伝的自著『わたしのランターン』を結ぶにあたって次のよう に述べている。

「ここまで、わたしは、私のランターンをかかげてきた。時がくると、それは別の手へとひき継がれて、さらに先へと運ばれていくであろう。私たちの魂の「太陽」が、この世界の面(おもて)から、うれいと闇の跡をひとひらも残さず追いはらうまで、このランターンが、芯を切りととのえられ、燃え続けていくように、わたしはそれのみを願っている」「589。

⁽⁵⁵⁾ 前掲書, 352頁

⁽⁵⁶⁾ 前掲書, 355頁

^{(57) 『}証言集 河井道―人·信仰·教育―』(恵泉女学園, 2000年) 参照

⁽⁵⁸⁾ 河井道、『わたしのランターン』、356頁

5. キリスト教主義学校の使命としての平和教育一結びにかえて

「旧」教育基本法前文には「真理と平和を希求する人間の育成」が期され、それが「根本には教育の力にまつべきもの」であることが明記されていた。「新」教育基本法下においてはより「教育の力」が、とりわけキリスト教主義学校におけるキリスト教教育の力が試されていくことになるであろう⁽⁵⁹⁾。そのような中にあって、キリスト教を標榜する学校においては、キリスト教に基づく「平和教育」こそが力を入れて成されるべきことがらでなければならないであろう。平和教育とは平和について(about)の知識のみならず、平和のため(for)の教育、平和への希望を語る教育でなければならない⁽⁶⁰⁾。そして「平和のための教育」こそまさに「平和を希求する人間の育成」をうたった「旧」教育基本法に通底する理念であり、札幌バンドの平和思想にその淵源を持つ教育思想の根幹といってもよい。そのような平和教育こそ「平和のつくり人」(マタイによる福音書5章5節) たる人格者を育むというキリスト教主義学校の使命であるといえるだろう。

南原繁も河井道もともに平和への熱き思いとその具現を教育に託し続けた。南原や河井といった先の世代のキリスト者たちが灯した人格教育に基づく平和教育というランターンの灯をわれわれもまた灯し続けていかなければならない。そしてそのランターンの灯を灯す油とは、河井の言葉を借りれば、「平和の実現を望み見ずにはいられない人間の心」(66)であると言えるのではないだろうか。

⁽⁵⁹⁾ 例えば, 次のものを参照。学校伝道研究会(編)『キリスト教学校の形成とチャレンジ』教育の神学 第3集(聖学院大学出版会,2006年)

⁽⁶⁰⁾ この点に関してはニコラス・ウォルターストルフに負っている。Nicholas Wolterstorff, *Educating for Shalom: Essays on Christian Higher Education* (Eerdmans, 2004)

⁽⁶¹⁾ 河井道、『スライディング・ドア』305頁